

産業医科大学 教育研究支援施設
共同利用研究センター機器・設備の学外者利用に関する要領

(目的)

この要領は、以下の利用対象者事項に定める外部の研究者等（以下「学外者」という）に対し、産業医科大学 教育研究支援施設 共同利用研究センターの機器・設備等（以下「機器等」という）を解放し、機器等の有効活用を図ることを目的とする。

(利用対象者)

共同利用研究センターを利用できる外部の研究者等は次の各号に該当するものとする。

- (1) 他大学及び他研究機関の研究者
- (2) 企業関係者
- (3) 医療施設関係者（産業医科大学病院、若松病院を除く）
- (4) 訪問研究員、派遣研究員、共同研究員

(利用申請)

機器の利用を希望する学外者は、共同利用研究センター管理室(093-691-7412)へ連絡する。その後、機器等担当者と十分な打合せの上、学外者利用申請書、誓約書を提出する。

(利用の許可)

センター長は利用目的、利用内容を十分に検討し、学長に機器等利用の許可を得る。管理室あるいは担当者は、利用申請者へその結果を通知する。

(設備・機器の利用)

- (1) 本学の教育研究に支障がない範囲において利用させるものとする。
- (2) 利用時間は、原則として月～金曜日（祝祭日を除く）
午前9時から午後5時までとする。
- (3) 利用の際は、事前に利用日時等を管理室あるいは担当者に連絡し予約を行う。利用を取り消す場合は、早めに連絡すること。

(利用料及び支払い)

利用者は所定の利用料金を、定期的に郵送される請求書に従い、指定銀行口座へ振り込むこと。

（振込手数料は利用者負担とする）

(お願い)

利用者は、機器等を利用して得た成果に関する論文等を作成した場合は可能な限りその論文等を共同利用研究センターへご提出ください。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。
令和3年6月1日改訂